

確定申告直前ということで、今号においては医療費控除を取り上げます。具体的な事例を〇×で紹介するパターンではなく、「医療費控除の原理原則を再確認して頂く」ことに主眼を置いた内容となっておりますので参考にしてください。

① 【誰に対する医療費の支払いが対象となるのか】

対象者は「自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族」ですが、ここでのポイントは「生計を一にする」です。

別の表現で簡単に言いますと「同じ一つの財布から生活費等を捻出していること」となります。この要件さえクリアしていれば同居、別居は必ずしも問われません。また、よくある誤解ですが税法上の扶養親族である必要もありません。

「共働きの奥様の出産費用を支出」「収入のある父親の医療費を支出」「父親に扶養されている母親の医療費を支出」といったケースは、いずれも生計を一にしていれば適用可です。別居のご両親に常に生活費、療養費等を送金されているような場合は、後に⑤で説明する介護保険サービスのケースも含めて漏れなく適用したいところです。

以下、対象となる医療費について限定列举されているものの中から主要なものを取り上げ解説させていただきます。

② 【医師又は歯科医師による診療又は治療の支出】

ここでのキーワードは「治療」です。医師等の診療であればすべてが対象と言う訳ではありません。あくまで「治療」に関わるものであり、簡単にご理解頂くため適用対象外となるものでキーワードを挙げさせて頂くとすれば、例えば「予防、美容」は対象外となります。説明としては歯科診療の例がわかりやすいのですが、発育段階にある子供の成長を阻害しないようにするために行う不正咬合の歯列矯正(治療)は対象となりますが、成人女性が容貌を美化するために行う歯列矯正は(美容)対象外です。また歯周病の予防のために行う歯のクリーニング(予防)も対象外となります。「一般的に支出される水準を著しく超えない部分」という但し書きで、一定の歯止めを設けている点も頭に入れておく必要があります。

③ 【治療又は療養に必要な医薬品購入の為の支出】

ここでも①同様あくまで「治療又は療養」のためのものであって「予防、健康増進、疲労回復等」のためのものは対象外となります。ここで対象となる「医薬品」についての解説が必要です。「医薬品」とは薬事法上の分類で定義される「医薬品」「医薬部外品」「化粧品」の内の「医薬品」を指し、この「医薬品」のみが医療費控除の対象となります。例えば風の初期症状の治療にユンケル(医薬品)を購入した場合は対象となり、リポビタンD(医薬部外品)の場合は対象外になるということです。治療のためであれ、健康増進のためであれ漢方薬やサプリメント等は医薬部外品に該当するケースも多く、例え医師の処方、指示であっても医薬部外品であったため否認された裁決もありますので、適用にはくれぐれもご注意下さい。まずは「パッケージ」等を確認し「医薬品」であるかどうかをご確認下さい。

④ 【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の対価】

医療類似行為を受けたものとして控除の対象になります。ただし、この分野もこれまでの説明と同様「診療又は治療」であることが条件で、単なる疲労回復やリフレッシュ目的のものは対象外です。また上記に限定列举されている施術者はいずれも国家資格です。ちなみに整体、マッサージといった類似施設が溢れておりますが、上記有資格者が行う施術でないともそも対象にならないので、その点はくれぐれもご注意下さい。

⑤ 【介護保険制度の下で提供された一定の施設、居宅サービスの自己負担額】

この分野のサービスの一部が医療費控除の対象になることをご存じない方は意外に多いというのが実情です。

根本的な考え方としては、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療を提供する「医療系のサービス」と、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練等を提供する「福祉系のサービス」に分類され、前者は医療費控除の対象、後者は原則対象外となり、特定の要件を満たす場合にのみ対象となります。

1. 【医療系の居宅サービス】

・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(ショートステイ)等(※すべて介護予防も含む)

⇒自己負担金額全額(一部食費、居住費含む)が控除対象

2. 【福祉系の居宅サービス】

・訪問介護、訪問入浴介護、通所介護(デイサービス)、短期入所生活介護(ショートステイ)等(※すべて介護予防も含む)

⇒※1の医療系サービス等と併せて利用する場合にのみ(居宅サービス計画に、医療系サービスが位置づけられている)、介護費の支給限度額の範囲内で自己負担金全額が控除対象

3. 【医療系の施設サービス】

・介護老人保健施設(老健)、指定介護療養型医療施設(療養病床)

⇒自己負担額、食費、居住費すべて控除対象

4. 【福祉系の施設サービス】

・特別養護老人ホーム

⇒自己負担額、食費、居住費すべての2分の1が控除対象

5. 【控除対象外のサービス】

・(生活援助中心型)訪問介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)等

介護施設、介護事業所では通常、領収書等に「医療費控除対象額」を明記することが義務付けられておりますので、まずは領収書等の内容をご確認下さい。